

別表1

建築物清掃業

区分		立入検査事項	
人的要件	清掃作業監督者 (規25.2)	1 監督者等の講習等	講習又は再講習の課程を修了し、終了した日から6年を経過していないこと。(規25.2)
		2 監督者等の専任	同一の者を2以上の営業所若しくは2以上の実務又は2以上の事業の監督者等として登録を受けていないか(要5(1)ウ、エ) 監督者等が特定建築物における建築物環境衛生管理技術者と兼務していないか(要5(1)オ)
	従事者研修 (規25.3)	3 従事者研修の実施	原則として、作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受けているか(要5(1)キ)
		4 従事者研修の時間	研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間か(要5(1)キ)
物的要件	機械器具等の設備 (規25.1)	5 設備の常備	各営業所に常備されているか。営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合は、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められるか(要5(1)ア)
		6 設備の自己所有	登録業者が所有しているか。他の者の所有の場合、貸出証明書があるか(要5(1)イ)
		7 専用の設備	同一の営業所において、同一の機械器具等が2以上の事業で登録を受けていないか(要5(1)エ)
その他	作業実施方法 (規25.4)	8 作業実施状況	作業実施方法(その1)(要6(5)ア)に基づき、作業等を行っているか。(告第1) 1 作業工程 2 機械器具等の点検 3 ごみや排水の処理 4 作業報告作成
		9 作業及び維持管理の実施	作業及び機械器具等維持管理を自ら実施しているか。委託している場合は、受託者から業務の実施状況等について常時把握しているか(告第1)(要5(1)カ)
		10 連絡体制	清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しているか。(告第1)
	登録の表示 (法12の3)	11 登録の表示	表示方法は適切か(法12の3)
	変更の届出 (規33)	12 変更の届出	変更届が提出されているか。(細6) 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 登録営業所の名称、所在地、責任者の氏名 3 主要な機械器具 4 清掃作業監督者等

- (注) 法規
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)
 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年厚生労働省告示第117号)
 千葉県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成8年規則第1号)
 千葉県建築物環境衛生事業登録指導要綱

別表2

建築物空気環境測定業

区分			立入検査事項
人的要件	空気環境測定実施者 (規26.2)	1 監督者等の講習等	講習又は再講習の課程を修了し、終了した日から6年を経過していないこと。(規26.2)
		2 監督者等の専任	同一の者を2以上の営業所若しくは2以上の実務又は2以上の事業の監督者等として登録を受けていないか(要5(1)ウ、エ) 監督者等が特定建築物における建築物環境衛生管理技術者と兼務していないか(要5(1)オ)
物的要件	機械器具の設備 (規26.1)	3 設備の常備	各営業所に常備されているか。営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合は、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められるか(要5(1)ア)
		4 設備の自己所有	登録業者が所有しているか。他の者の所有の場合、貸出証明書があるか(要5(1)イ)
		5 専用の設備	同一の営業所において、同一の機械器具等が2以上の事業で登録を受けていないか(要5(1)エ)
その他	作業実施方法 (規26.3)	6 作業実施状況	作業実施方法(その1)(要6(5)ア)に基づき、作業等を行っているか。(告第2) 1 空気環境の測定方法 2 測定器の点検、校正等の方法及び記録の保管 3 測定結果の保存及び保存責任者
		7 作業及び維持管理の実施	作業及び機械器具等維持管理を自ら実施しているか。委託している場合は、受託者から業務の実施状況等について常時把握しているか(要5(1)カ)
		8 連絡体制	清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しているか。(告第2)
		9 粉じん計の校正	粉じん計の校正を行っているか(要5(2)ア)
	登録の表示 (法12の3)	10 登録の表示	表示方法は適切か(法12の3)
変更の届出 (規33)	11 変更の届出	変更届が提出されているか。(細6) 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 登録営業所の名称、所在地、責任者の氏名 3 主要な機械器具 4 空気環境測定実施者等	

- (注) 法規告細要
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)
 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年厚生労働省告示第117号)
 千葉市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成8年規則第1号)
 千葉市建築物環境衛生事業登録指導要綱

別表3

建築物空気調和用ダクト清掃業

区分		立入検査事項	
人的要件	空気調和用ダクト清掃作業監督者(規26の3.2)	1 監督者等の講習等	講習又は再講習の課程を修了し、終了した日から6年を経過していないこと。(規25.2)
		2 監督者等の専任	同一の者を2以上の営業所若しくは2以上の実務又は2以上の事業の監督者等として登録を受けていないか(要5(1)ウ、エ) 監督者等が特定建築物における建築物環境衛生管理技術者と兼務していないか(要5(1)オ)
	従事者研修(規26の3.3)	3 従事者研修の実施	原則として、作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受けているか(要5(1)キ)
		4 従事者研修の時間	研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間か(要5(1)キ)
物的要件	機械器具の設備(規26の3.1)	5 設備の常備	各営業所に常備されているか。営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合は、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められるか(要5(1)ア)
		6 設備の自己所有	登録業者が所有しているか。他の者の所有の場合、貸出証明書があるか(要5(1)イ)
		7 専用の設備	同一の営業所において、同一の機械器具等が2以上の事業で登録を受けていないか(要5(1)エ)
その他	作業実施方法(規26の3.3)	8 作業実施状況	作業実施方法(その1)(要6(5)ア)に基づき、作業等を行っているか。(告第3) 1 作業工程 2 機械器具等の点検 3 ごみの処理 4 作業報告作成
		9 作業及び維持管理の実施	作業及び機械器具等維持管理を自ら実施しているか。委託している場合は、受託者から業務の実施状況等について常時把握しているか(告第3)(要5(1)カ)
		10 連絡体制	清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しているか。(告第3)
	登録の表示(法12の3)	11 登録の表示	表示方法は適切か(法12の3)
	変更の届出(規33)	12 変更の届出	変更届が提出されているか。(細6) 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 登録営業所の名称、所在地、責任者の氏名 3 主要な機械器具 4 ダクト清掃作業監督者等

- (注) 法規
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)
 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年厚生労働省告示第117号)
 千葉県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成8年規則第1号)
 千葉県建築物環境衛生事業登録指導要綱

別表4

建築物飲料水水質検査業

区分			立入検査事項	
人的要件	水質検査実施者 (規27.2)	1	監督者等の専任 同一の者を2以上の営業所若しくは2以上の実務又は2以上の事業の監督者等として登録を受けていないか(要5(1)ウ、エ) 監督者等が特定建築物における建築物環境衛生管理技術者と兼務していないか(要5(1)オ)	
		2	設備の常備 各営業所に常備されているか。営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合は、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められるか(要5(1)ア)	
物的要件	機械器具の設備 (規27.1)	3	設備の自己所有 登録業者が所有しているか。他の者の所有の場合、貸出証明書があるか(要5(1)イ)	
		4	専用の設備 同一の営業所において、同一の機械器具等が2以上の事業で登録を受けていないか(要5(1)エ)	
		5	検査室内の配置 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっているか。(要5(4)ア) 実験台等の上の機械器具の配置が、使用しやすくなっているか。(要5(4)ア)	
	6	ドラフトチャンバーの設置 ドラフトチャンバーが設置されているか。(要5(4)ア)		
	7	換気扇等の設置 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられているか。(要5(4)ア)		
	8	検査室の区別 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されているか。(要5(4)ア)		
	9	防震装置 天びん台等必要な部分に防震装置が施されているか。(要5(4)ア)		
	その他		10	作業実施状況 作業実施方法(その1)(要6(5)ア)に基づき、作業等を行っているか。(告第4) 1 水質検査の方法 2 試料及び標準物質の保管 3 検査室の整理及び清掃 4 機械器具の点検及び記録の保管 5 測定結果の保存
			11	作業及び維持管理の実施 作業及び機械器具等維持管理を自ら実施しているか。委託している場合は、受託者から業務の実施状況等について常時把握しているか(告第4)(要5(1)カ)
12			連絡体制 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しているか。(告第4)	
登録の表示 (法12の3)		13	登録の表示 表示方法は適切か(法12の3)	
変更の届出 (規33)		14	変更の届出 変更届が提出されているか。(細6) 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 登録営業所の名称、所在地、責任者の氏名 3 主要な機械器具 4 水質検査作業監督者等	

(注) 法規
告細
要

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)
清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年厚生労働省告示第117号)
千葉県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成8年規則第1号)
千葉県建築物環境衛生事業登録指導要綱

別表5

建築物飲料水貯水槽清掃業

区分		立入検査事項	
人的要件	貯水槽清掃作業 監督者 (規28.4)	1 監督者等の講習等	講習又は再講習の課程を修了し、終了した日から6年を経過していないこと。(規28.4)
		2 監督者等の専任	同一の者を2以上の営業所若しくは2以上の実務又は2以上の事業の監督者等として登録を受けていないか(要5(1)ウ、エ) 監督者等が特定建築物における建築物環境衛生管理技術者と兼務していないか(要5(1)オ)
	従事者研修 (規28.5)	3 従事者研修の実施	原則として、作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受けているか(要5(1)キ)
		4 従事者研修の時間	研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間か(要5(1)キ)
	従事者の健康状態 (要5(4))	5 従事者の健康診断	おおむね6か月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の罹患の有無(又は病原体の保有の有無)に関して、健康診断を受けているか。(要5(5)エ)
		6 作業の従事	健康状態の不良なものは作業に従事しないこと。(要5(5)エ)
物的要件	機械器具の設備 (規28.1)	7 設備の常備	各営業所に常備されているか。営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合は、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められるか(要5(1)ア)
		8 設備の自己所有	登録業者が所有しているか。他の者の所有の場合、貸出証明書があるか(要5(1)イ)
		9 専用の設備	同一の営業所において、同一の機械器具等が2以上の事業で登録を受けていないか(要5(1)エ)
	保管庫(規28.2) (要5(5)ア)(要5(5)イ)	10 保管庫の構造	機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であるか。(要5(5)ア)
		11 棚、箱の構造	機械器具を置く棚、箱などは水きり、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であるか。(要5(5)ア)
		12 保管庫の規模	保管するのに適切な規模であるか。(要5(5)ア)
		13 機械器具等の誤用防止	他の用途に用いる機械器具等と孤立して設けられており、誤用するおそれがないか。(要5(5)ア)
その他	作業実施方法 (規28.6)	16 作業実施状況	作業実施方法(その1)(要6(5)ア)に基づき、作業等を行っているか。(告第5)(通第2) 1 作業工程 2 安全対策 3 塩素剤の使用法 4 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒方法 5 機械器具の点検 6 作業報告作成
		17 機械器具等の点検	機械器具等を定期的に点検し、必要に応じ、整備または修理を行うこと。(告第5)

区分			立入検査事項	
その他	作業実施方法 (規28.6)	18	作業及び維持管理の実施	作業及び機械器具等維持管理を自ら実施しているか。委託している場合は、受託者から業務の実施状況等について常時把握しているか(告第5)(要5(1)カ)
		19	連絡体制	清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しているか。(告第5)
	登録の表示 (法12の3)	20	登録の表示	表示方法は適切か(法12の3)
	変更の届出 (規33)	21	変更の届出	変更届が提出されているか。(細6) 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 登録営業所の名称、所在地、責任者の氏名 3 主要な機械器具 4 清掃作業監督者等

(注) 法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
規 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)
告 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年厚生労働省告示第117号)
細 千葉県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成8年規則第1号)
通 建築物環境衛生維持管理要領(平成20年厚生労働省環境衛生局長通知)
要 千葉県建築物環境衛生事業登録指導要綱

別表6

建築物排水管清掃業

区分		立入検査事項		
人的要件	排水管清掃作業 監督者 (規28の3.4)	1 監督者等の講習等	講習又は再講習の課程を修了し、終了した日から6年を経過していないこと。(規28の3.4)	
		2 監督者等の専任	同一の者を2以上の営業所若しくは2以上の実務又は2以上の事業の監督者等として登録を受けていないか(要5(1)ウ、エ) 監督者等が特定建築物における建築物環境衛生管理技術者と兼務していないか(要5(1)オ)	
	従事者研修 (規28の3.5)	3 従事者研修の実施	原則として、作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受けているか(要5(1)キ)	
		4 従事者研修の時間	研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間か(要5(1)キ)	
物的要件	機械器具の設備 (規28の3.1)	5 設備の常備	各営業所に常備されているか。営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合は、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められるか(要5(1)ア)	
		6 設備の自己所有	登録業者が所有しているか。他の者の所有の場合、貸出証明書があるか(要5(1)イ)	
		7 専用の設備	同一の営業所において、同一の機械器具等が2以上の事業で登録を受けていないか(要5(1)エ)	
		8 内視鏡の性能	内視鏡は写真を撮影することができるもので、かつ、ケーブルの長さが15m程度以上か。(要5(6)ア)	
	保管庫 (規28の3.2)(要5(6)イ)	9 保管庫の構造	機械器具に雨水等がかかるとおそれのない構造であるか。(要5(6)イ)	
		10 棚、箱の構造	機械器具を置く棚、箱などは水きり、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であるか。(要5(6)イ)	
		11 保管庫の規模	保管するのに適切な規模であるか。(要5(6)イ)	
		12 機械器具等の誤用防止	他の用途に用いる機械器具等と孤立して設けられており、誤用するおそれがないか。(要5(6)イ)	
		13 保管庫の施錠	施錠できる構造か。(要5(6)イ)	
		14 自動車での保管	貯水槽清掃作業専用であるか。(要5(5)ウ) 適切に保管できる車庫を有しているか。(要5(5)ウ) 長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所があるか。(要5(5)ウ)	
	その他	作業実施方法 (規28の3.6)(告第6)	15 作業実施状況	作業実施方法(その1)(要6(5)ア)に基づき、作業等を行っているか。(告第6) 1 作業工程 2 安全対策 3 機械器具等の点検 4 作業報告作成
			16 作業及び維持管理の実施	作業及び機械器具等維持管理を自ら実施しているか。委託している場合は、受託者から業務の実施状況等について常時把握しているか(告第6)(要5(1)カ)
			17 連絡体制	清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しているか。(告第6)

区分			立入検査事項	
その他	登録の表示 (法12の3)	18	登録の表示	表示方法は適切か(法12の3)
	変更の届出 (規33)	19	変更の届出	変更届が提出されているか。(細6) 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 登録営業所の名称、所在地、責任者の氏名 3 主要な機械器具 4 清掃作業監督者等

- (注) 法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
規 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)
告 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年厚生労働省告示第117号)
細 千葉県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成8年規則第1号)
要 千葉県建築物環境衛生事業登録指導要綱

別表7

建築物ねずみ昆虫防除業

区分		立入検査事項		
人的要件	防除作業監督者 (規29.3)	1 監督者等の講習等	講習又は再講習の課程を修了し、終了した日から6年を経過していないこと。(規29.3)	
		2 監督者等の専任	同一の者を2以上の営業所若しくは2以上の実務又は2以上の事業の監督者等として登録を受けていないか(要5(1)ウ、エ) 監督者等が特定建築物における建築物環境衛生管理技術者と兼務していないか(要5(1)オ)	
	従事者研修 (規29.4)	3 従事者研修の実施	原則として、作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受けているか(要5(1)キ)	
		4 従事者研修の時間	研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間か(要5(1)キ)	
物的要件	機械器具の設備 (規29.1)	5 設備の常備	各営業所に常備されているか。営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合は、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められるか(要5(1)ア)	
		6 設備の自己所有	登録業者が所有しているか。他の者の所有の場合、貸出証明書があるか(要5(1)イ)	
		7 専用の設備	同一の営業所において、同一の機械器具等が2以上の事業で登録を受けていないか(要5(1)エ)	
	保管庫 (規29.2)(要5(7)ア)(要5(7)イ)	8 飛散流出等の防止	機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのない構造となっているか。(要5(7)ア)	
		9 腐食の防止	薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられているか。(要5(7)ア)	
		10 引火事故の防止	引火事故の起こりにくい構造となっているか。(要5(7)ア)	
		11 保管庫の規模	保管するのに適切な規模であるか。(要5(7)ア)	
		12 機械器具等の誤用防止	他の用途に用いる機械器具等と孤立して設けられており、誤用するおそれがないか。(要5(7)ア)	
		13 保管庫の施錠	施錠できる構造か。(要5(7)ア)	
		14 自動車での保管	貯水槽清掃作業専用であるか。(要5(5)ウ) 適切に保管できる車庫を有しているか。(要5(5)ウ) 長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所があるか。(要5(5)ウ)	
	その他	作業実施方法 (規29.5)(告第7)	15 作業実施状況	作業実施方法(その1)(要6(5)ア)に基づき、作業等を行っているか。(告第7) 1 作業工程 2 薬剤の保管 3 機械器具の点検 4 測定結果の保存
			16 作業及び維持管理の実施	作業及び機械器具等維持管理を自ら実施しているか。委託している場合は、受託者から業務の実施状況等について常時把握しているか(告第7)(要5(1)カ)
			17 連絡体制	清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しているか。(告第7)
	登録の表示 (法12の3)	18 登録の表示	表示方法は適切か(法12の3)	
変更の届出 (規33)	19 変更の届出	変更届が提出されているか。(細6) 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 登録営業所の名称、所在地、責任者の氏名 3 主要な機械器具 4 清掃作業監督者等		

(注) 法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
規 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)
告 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年厚生労働省告示第117号)

区分	立入検査事項
細 要	千葉市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成8年規則第1号) 千葉市建築物環境衛生事業登録指導要綱

別表8

建築物環境衛生総合管理業

区分			立入検査事項
人的要件	統括管理者 清掃作業監督者 空気環境測定実施者 空調給排水管理監督者 (規30.2)(規30.3)(規30.5)(規30.6)	1 監督者等の講習等	講習又は再講習の課程を修了し、終了した日から6年を経過していないこと。(規30.2)(規30.3)(規30.5)(規30.6)
		2 監督者等の専任	同一の者を2以上の営業所若しくは2以上の実務又は2以上の事業の監督者等として登録を受けていないか(要5(1)ウ、エ) 監督者等が特定建築物における建築物環境衛生管理技術者と兼務していないか(要5(1)オ)
	従事者研修 (規30.4)(規30.6)(規30.7)	3 従事者研修の実施	原則として、作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受けているか(要5(1)キ)
		4 従事者研修の時間	研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間か(要5(1)キ)
物的要件	機械器具の設備 (規30.1)	5 設備の常備	各営業所に常備されているか。営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合は、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められるか(要5(1)ア)
		6 設備の自己所有	登録業者が所有しているか。他の者の所有の場合、貸出証明書があるか(要5(1)イ)
		7 専用の設備	同一の営業所において、同一の機械器具等が2以上の事業で登録を受けていないか(要5(1)エ)
その他	作業実施方法 (規30.8)(告第8)	8 清掃業務	作業実施方法(その1)(要6(5)ア)に基づき、作業等を行っているか。(告第1) 1 作業工程 2 機械器具等の点検 3 ごみや排水の処理 4 作業報告作成
		9 空気環境測定業務	作業実施方法(その1)(要6(5)ア)に基づき、作業等を行っているか。(告第2) 1 空気環境の測定方法 2 測定器の点検、校正並びに記録の保管 3 測定結果の保存
		10 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査	作業実施方法(その1)(要6(5)ア)に基づき、作業等を行っているか。(告第8) 1 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法 2 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に関する作業報告の作成
		11 遊離残留塩素の検査	給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認しているか。(告第8)
		12 作業及び維持管理の実施	作業及び機械器具等維持管理を自ら実施しているか。委託している場合は、受託者から業務の実施状況等について常時把握しているか(告第8)(要5(1)カ)
		13 連絡体制	清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しているか。(告第8)
		14 登録の表示 (法12の3)	登録の表示
15 変更の届出 (規33)	変更の届出	変更届が提出されているか。(細6) 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 登録営業所の名称、所在地、責任者の氏名 3 主要な機械器具	

(注) 法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
規 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)
告 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年厚生労働省告示第117号)

区分	立入検査事項
細 要	千葉市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成8年規則第1号) 千葉市建築物環境衛生事業登録指導要綱